



市民の声を公表します

問▶秘書課広報広聴係
(☎71)2202

eモニターアンケートの結果公表について

◆意見 eモニターに登録してありますが、結果公表が不満です。eモニターへの質問には、自由意見欄がたびたび設定されています。しかし、市にとって好ましくない意見が多いのか、公表されていません。好ましくない意見でも、求める以上は公表すべきです。

さらに、意見の記入欄に256文字以内という制限があり、一市民が口を出すという態度の表れと捉えられます。市の自己満足ではなく、市政に釘を刺すくらいの制度にしてほしいです。

◆回答 eモニターへのご登録、ありがとうございます。当初は、皆さんからのご意見を全て公表していました。しかし、掲載量が膨大になることから、途中から自由意見は割愛しました。いただいた意見は、全て担当部署へ伝えておりますが、公表につきましては、今後は市政に肯定的な意見に限らず公表します。

文字制限につきましては、システムの制限によるものです。回答方法を、パソコンだけでなく、携帯電話も対象にすると、256文字が上限となります。利便

昨年度、市長へのメールや手紙、ご意見BOXで寄せられたご意見の一部を公表します。

市の偉人記念館の設立を

◆意見 建設を予定している図書情報館に、新美南吉コーナーを設けると聞きました。南吉をはじめ、石川丈山、都築弥厚、山崎延吉など、市の偉人を顕彰するコーナーを含めた記念館の設立を提言します。

◆回答 旧更生病院跡地に、平成29年度にオープン予定の拠点施設の核として、図書情報館の整備を進めています。

図書情報館では、重点サービスの一つに「まちの魅力発見支援サービス」を掲げています。ここでは新美南吉の紹介だけで



中心市街地拠点施設イメージ

性を考慮し、携帯電話からの回答も対象としておりますので、ご理解ください。

児童クラブの利用料金

◆意見 小学1年生の子を持つ母親です。市の児童クラブは、保護者が午後4時まで勤務してないと、平日の利用ができません。説明されました。近隣の市には、同様の条件はありません。午後4時という線引きはおかしいのではないのでしょうか。

夏休みなど長期休みの時は、7月は10日間ほど、1月は1日しか利用していません。利用料金が1カ月分かります。利用日数により料金を半額にするなど、見直してください。

◆回答 児童クラブでは、保護者などが就労や病気で面倒がみられない場合に、お子様を預かります。このため保護者の仕事が終わる時は、利用できません。また、保護者の休みだけでなく、塾に通うために利用しない日があるなど、利用する日数は一人一人違います。このため、子どもの人数は日によってばらつきがあります。

一方、児童クラブの運営に不可欠な児童厚生員の人員費など月間の運営経費は、子どもの人

なく、中心市街地で進めている「南吉のまちづくり」との連携も図ります。合わせて、郷土の偉人を顕彰するコーナーの設置も考えていますが、ご意見の「記念館の設立」までは考えていません。ご理解をお願いします。

介護調査員について

◆意見 先日、母の介護調査がありました。以前は、本人への調査の後、本人のいない所で認知面について家族からの聞き取りがありました。しかし今回は、本人の前で、同席したケアマネジャーさんへの簡単な質問だけで終わってしまいました。

市の方針として、認知面についての聞き取りをやめたのでしょうか。それとも、調査員さんが不慣れだったのででしょうか。

◆回答 大変失礼いたしました。認定調査は、本人と介護者の双方から聞き取りをします。特に認知症状がある場合は、介護者から個別に聞き取る工夫が必要だと考えます。

今までは、介護者などの申し出により、本人のいない所で話を伺っておりました。今後は、状況に応じて調査員から家族に声をかけ、話を伺う機会を設けるよう指導してまいります。

なお、場合により声をかけられない状況もあります。気になることがあれば、遠慮なく申し出ていただければ幸いです。

公民館職員の対応

◆意見 先日、支所へ出向いた際、杖をついたおばあさんと介護室について尋ねていました。しかし、「太極拳やりハビリは、支所でやっているのか」との質問に対し「毎日ではありません」「ここは支所ではなく公民館です」と不親切なものの言い。しかも杖をついている人に、椅子に掛けてもらおうとせず、見て

いる私も気分が悪くなりました。税金を払っているからと言いたくはないですが、せめて気遣いくらいはできませんか。

◆回答 この度は大変不愉快な思いをさせてしまい、深くお詫言ひ申し上げます。職員にご指摘の内容を伝え、対応について再確認をするよう指示しました。

今回のご指摘で、市民の方への対応について改善点があることを痛感しております。今後は来館者に満足していただけるよう、誠意を持った対応を心がけてまいります。

お聞きください

本市では、「市長へのメール」ご意見BOXにて、市民の皆さんのご意見・ご提案をお待ちしております。市長が目を通します。ぜひお寄せください。

●市長へのメール 市公式ウェブサイトの専用フォームから送信できます。トップページ右欄の「市長のページ」からアクセスするか、サイト内検索で「市長へのメール」と検索してください

●ご意見BOX 切手不要で郵送できる用紙です。市役所1階案内や市政情報コーナー、各地区公民館などで配布しています



■公表しています
ご意見とその回答の要旨を、市公式ウェブサイト内「市民の声公表ページ」に掲載しています。